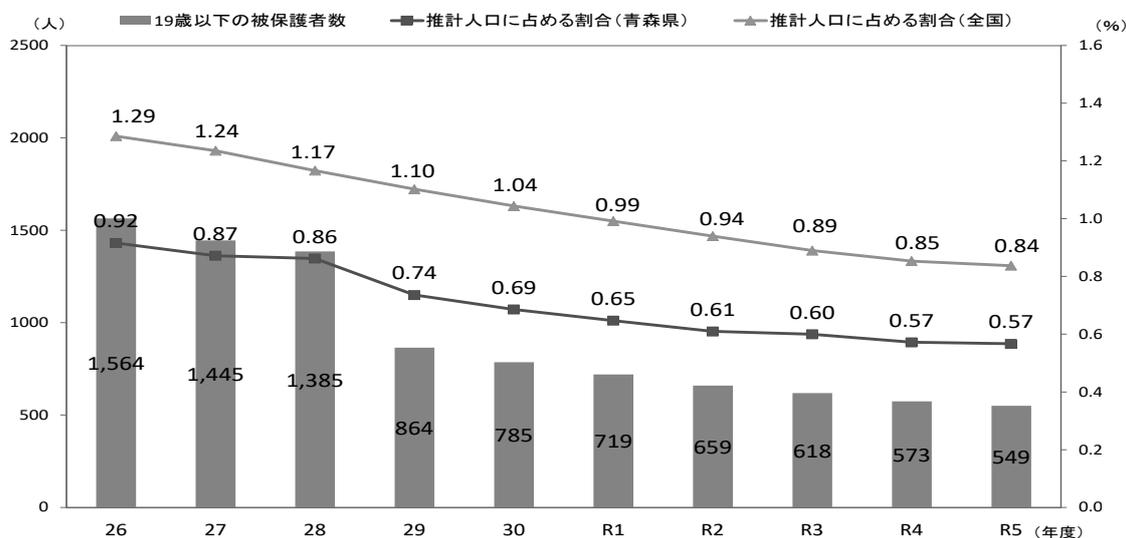


## 第5章 様々な困難

### 1 生活保護世帯の19歳以下の被保護者数の状況

本県（中核市を除く）の生活保護世帯における19歳以下の被保護者数は、平成26年度以降減少し、令和5年度は549人となっている。また、県の19歳以下の人口に占める割合は、令和5年度は0.57%となっている。

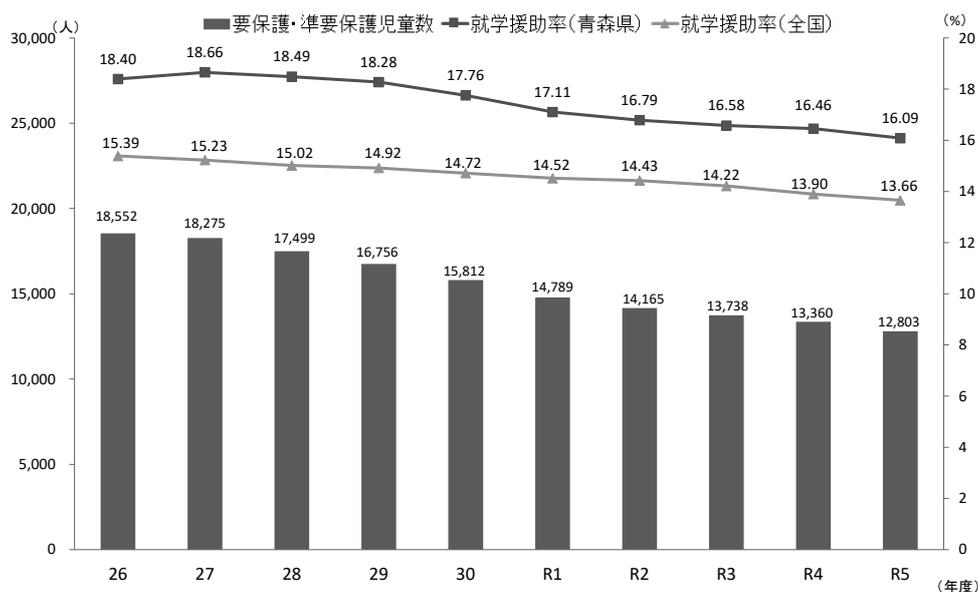


出典：厚生労働省「被保護者調査」、総務省「人口推計」、青森県「青森県の推計人口年報」

第1-5-1図 生活保護世帯の19歳以下の被保護者数の状況(中核市除く)

### 2 要保護・準要保護児童生徒数、就学援助率の推移

本県における要保護・準要保護児童生徒数は近年減少しており、令和5年度は12,803人と、前年度より557人減少している。また、本県の就学援助率は全国を上回る状況が続いており、令和5年度は16.09%と全国を約2.4ポイント上回っている。



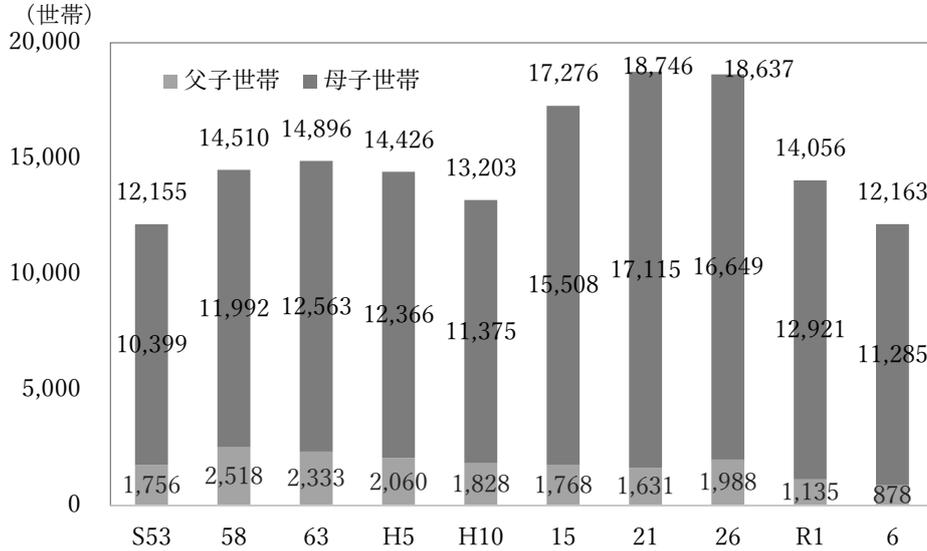
出典：文部科学省「要保護及び準要保護児童生徒数」(各都道府県別)

第1-5-2図 要保護・準要保護児童生徒数、就学援助率の推移

### 3 ひとり親世帯の状況

#### (1) ひとり親世帯数

本県のひとり親世帯数について、令和6年度は母子世帯11,285世帯、父子世帯878世帯、合計12,163世帯となっている。

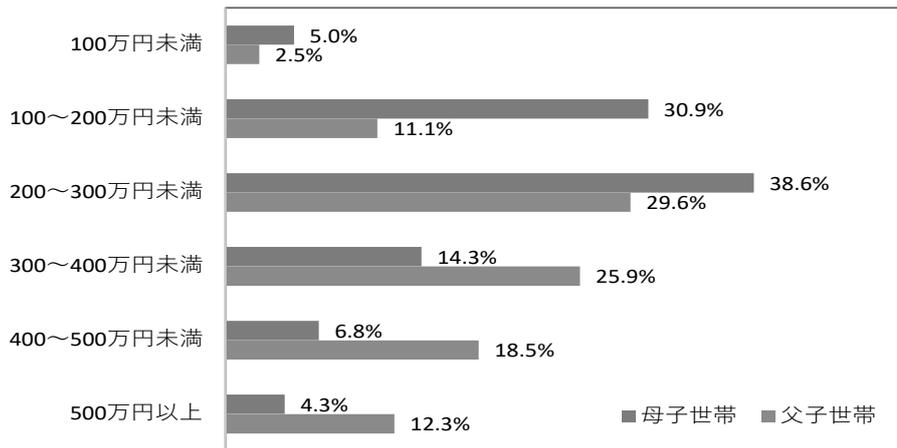


出典：青森県親子等生活実態調査

第1-5-3図 ひとり親世帯数の推移

#### (2) ひとり親世帯の年収

令和6年度における本県の母子世帯の年収は、200万円～300万円未満が38.6%と最も多く、年収300万円未満が全体の74.5%を占めている。また、父子世帯の年収は、200万円～300万円未満が29.6%と最も多く、次いで300万円～400万円が25.9%となっている。



出典：青森県親子等生活実態調査

第1-5-4図 ひとり親世帯の年収の状況（令和6年度）

(備考1) 青森県親子等生活実態調査における母子世帯、父子世帯の抽出方法  
 平成26年度まで 市町村が住民基本台帳又はこれに代わる的確な資料等により無作為抽出  
 令和元年度以降 児童扶養手当を受給している者から無作為抽出

#### 4 進学率

令和2年から6年までの生活保護世帯に属する子どもの進学率をみると、高等学校へは90%、大学へは20%を超えているが、県内の中学校卒業者の高校等進学率は99%、高等学校卒業者の大学等進学率は50%を超えており（第3章第3節参照）、いずれも低い状況にある。

第1-5-1表 生活保護世帯に属する子供の進学率 (単位：%)

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
高等学校	95.3	93.6	91.4	95.3	92.0
大学	31.0	26.3	33.7	23.0	29.2

資料：健康医療福祉政策課

#### 5 貧困

県が令和5年度に実施した「青森県子どもの生活実態調査」によると、本県の困窮家庭の割合は15.9%となっている。

第1-5-2表 困窮家庭の割合

生活困難家庭	困窮家庭	①低所得、②家計の逼迫、③子どもの体験や所有物の欠如のうち2項目以上の要素に該当	15.9%
	周辺家庭	①低所得、②家計の逼迫、③子どもの体験や所有物の欠如のうちいずれか1項目の要素に該当	19.8%
一般家庭		いずれの要素にも該当しない家庭	62.9%

資料：こどもみらい課

#### 6 ヤングケアラーの状況

令和4年12月から令和5年1月にかけて実施した「青森県ヤングケアラー実態調査」によると、本県のヤングケアラーの割合は4.8%で、すべての学校種別で確認されており、小学6年生5.9%、中学2年生5.0%、高校2年生3.3%、大学3年生2.5%となっている。

第1-5-3表 ヤングケアラーの割合

小学6年生	中学2年生	高校2年生	大学3年生	合計
5.9%	5.0%	3.3%	2.5%	4.8%
(408/6,971人)	(331/6,584人)	(173/5,217人)	(19/760人)	(931/19,532人)

出典：青森県ヤングケアラー実態調査

#### 7 ひきこもりの状況

内閣府の「令和4年度子ども・若者の意識と生活に関する調査」から推計される、ひきこもりの子ども・若者（15～39歳）は、同年齢層の人口の2.05パーセント。本県では、約5,000人と推計される。

第1-5-4表 ひきこもり者数の推計

(単位：人、%)

			有効回収数に占める割合
広義のひきこもり	準ひきこもり	普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	0.95
	狭義のひきこもり	普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.74
		自室からは出るが、家からは出ない	0.30
		自室からほとんど出ない	0.06
計			2.05

青森県人口（15～39歳、令和4年10月1日現在）	252,000
推計ひきこもり者数（252,000人×2.05%）	5,166

出典：内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査（令和4年度）」、  
総務省統計局「人口推計」をもとに県民活躍推進課が作成

## 8 いじめ、不登校、中途退学、暴力行為

### (1) いじめ

文部科学省の調査によると、本県の令和6年度における国公立小・中・高・特別支援学校のいじめの認知件数は、小学校4,329件、中学校1,485件、高等学校231件、特別支援学校15件の合計6,060件となっている。

前年度と比較すると、小学校で74件の増加、中学校で32件の増加、高等学校で55件の増加、特別支援学校で10件の減少となっており、合計では151件の増加となっている。

第1-5-5表 いじめの認知件数の推移(国公立)

(単位：件)

年度	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		合 計			
	本 県	全 国	本 県	全 国	本 県	全 国	本 県	全 国	本 県		全 国	
									認知件数	1,000人 当たり	認知件数	1,000人 当たり
30	5,670	425,844	1,319	97,704	241	17,709	36	2,676	7,266	57.0	543,933	40.9
R1	4,840	484,545	1,246	106,524	204	18,352	30	3,075	6,320	51.1	612,496	46.5
2	3,804	420,897	921	80,877	156	13,126	29	2,263	4,910	40.8	517,163	39.7
3	3,879	500,562	1,176	97,937	140	14,157	19	2,695	5,214	44.5	615,351	47.7
4	4,612	551,944	1,418	111,404	208	15,568	12	3,032	6,250	54.7	681,948	53.3

出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

(注)「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

資料：学校教育課

### (2) 不登校

文部科学省の調査によると、本県の令和6年度における国公立小・中・高等学校の不登校の児童生徒数は、小学校981人、中学校1,888人、高等学校407人の合計3,276人となっている。

前年度と比較すると、小学校で97人の増加、中学校で55人の減少、高等学校で29人の増加となっており、合計では71人の増加となっている。

第1-5-6表 不登校児童生徒数の推移(国公立)

(1) 小学校 (単位：人)

年度	本 県		全 国	
	人数	1,000人 当たり	人数	1,000人 当たり
30	323	5.5	44,841	7.0
R1	358	6.3	53,350	8.3
2	357	6.4	63,350	10.0
3	500	9.2	81,498	13.0
4	611	11.4	105,112	17.0

(2) 中学校 (単位：人)

年度	本 県		全 国	
	人数	1,000人 当たり	人数	1,000人 当たり
30	1,003	31.2	119,687	36.5
R1	998	32.1	127,922	39.4
2	1,130	37.4	132,777	40.9
3	1,410	47.1	163,442	50.0
4	1,638	56.4	193,936	59.8

## (3) 高等学校 (単位：人)

年度	本 県		全 国	
	人数	1,000人 当たり	人数	1,000人 当たり
30	265	7.7	52,723	16.3
R1	230	6.9	50,100	15.8
2	226	7.1	43,051	13.9
3	348	11.5	50,985	16.9
4	407	14.0	60,575	20.4

出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

資料：学校教育課

## (3) 中途退学

文部科学省の調査によると、本県の令和6年度における国公立高等学校の中途退学者数は、368 人となっている。

前年度と比較すると、57人の減少となっている。

また、中途退学の理由をみると、「学校生活・学業不適應」と「進路変更」が高い。

## 第1-5-7表 中途退学者数の推移(国公立高等学校)

年度	本 県		全 国	
	中途退学者数(人)	中途退学率(%)	中途退学者数(人)	中途退学率(%)
30	379	1.1	48,594	1.4
R1	311	0.9	42,882	1.3
2	259	0.8	34,965	1.1
3	336	1.1	38,928	1.2
4	403	1.3	43,401	1.4

出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

※中途退学率は、在籍者数に対する中途退学者数の割合。

資料：学校教育課

## 第1-5-8表 中途退学の理由(国公立高等学校)

(単位：人、%)

年度		学業不振	学校生活・ 学業不適應	進路変更	病気、け が、死亡	経済的 理由	家庭の 事情	問題行動 等	その他の 理由	計
R 2	人数	2	91	98	42	3	5	12	6	259
	構成比	0.8	35.1	37.8	16.2	1.2	1.9	4.6	2.3	100.0
R 3	人数	11	115	130	23	2	15	21	19	336
	構成比	3.3	34.2	38.7	6.8	0.6	4.5	6.3	5.7	100.0
R 4	人数	7	165	171	26	1	4	23	6	403
	構成比	1.7	40.9	42.4	6.5	0.2	1.0	5.7	1.5	100.0
R 5	人数	15	179	156	26	4	13	23	9	425
	構成比	3.5	42.1	36.7	6.1	0.9	3.1	5.4	2.1	100.0
R 6	人数	9	128	158	13	1	3	36	20	368
	構成比	2.4	34.8	42.9	3.5	0.3	0.8	9.8	5.4	100.0

出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

#### (4) 暴力行為

文部科学省の調査によると、本県の令和6年度における公立小・中・高等学校の暴力行為の発生件数は、小学校1,202件、中学校539件、高等学校36件の合計1,777件となっている。

前年度と比較すると、小学校で75件の増加、中学校で15件の減少、高等学校で8件の増加となっており、合計で68件の増加となっている。

第1-5-9表 暴力行為の発生件数

##### (1) 小学校

年度	本 県 ( 国 公 立 )									
	対教師暴力		生徒間暴力		対人暴力		器物損壊		合計	
	件数	/1000人当たり	件数	/1000人当たり	件数	/1000人当たり	件数	/1000人当たり	件数	/1000人当たり
H30	138	2.4	1,102	18.9	13	0.2	48	0.8	1,301	22.3
R1	77	1.4	823	14.5	2	0.0	53	0.9	955	16.8
2	140	2.5	821	14.7	5	0.1	43	0.8	1,009	18.1
3	68	1.2	821	15.1	9	0.2	52	1.0	950	17.4
4	151	2.8	1,108	20.7	14	0.3	113	2.1	1,386	25.8

##### (2) 中学校

年度	本 県 ( 国 公 私 立 )									
	対教師暴力		生徒間暴力		対人暴力		器物損壊		合計	
	件数	/1000人当たり	件数	/1000人当たり	件数	/1000人当たり	件数	/1000人当たり	件数	/1000人当たり
H30	11	0.3	271	8.4	13	0.4	73	2.3	368	11.5
R1	25	0.8	298	9.6	12	0.4	71	2.3	406	13.1
2	13	0.4	210	7.0	2	0.1	58	1.9	283	9.4
3	17	0.6	276	9.2	10	0.3	62	2.1	365	12.2
4	26	0.9	382	13.2	10	0.3	68	2.3	486	16.7

##### (3) 高等学校

年度	本 県 ( 公 私 立 )									
	対教師暴力		生徒間暴力		対人暴力		器物損壊		合計	
	件数	/1000人当たり	件数	/1000人当たり	件数	/1000人当たり	件数	/1000人当たり	件数	/1000人当たり
H30	2	0.1	36	1.0	0	0.0	4	0.1	42	1.2
R1	5	0.1	21	0.6	2	0.1	21	0.6	49	1.4
2	1	0.0	19	0.6	2	0.1	16	0.5	38	1.2
3	0	0.0	16	0.5	3	0.1	9	0.3	28	0.9
4	1	0.0	26	0.9	1	0.0	11	0.4	39	1.3

##### (4) 全体

年度	本 県 ( 国 公 私 立 )									
	対教師暴力		生徒間暴力		対人暴力		器物損壊		合計	
	件数	/1000人当たり	件数	/1000人当たり	件数	/1000人当たり	件数	/1000人当たり	件数	/1000人当たり
H30	151		1,409		26		125		1,711	13.6
R1	107		1,142		16		145		1,410	11.6
2	154		1,050		9		117		1,330	11.2
3	85		1,113		22		123		1,343	11.6
4	178		1,516		25		192		1,911	17.0

※文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

資料：学校教育課

(注) 発生場所は学校の内外を問わない。

## 9 自殺

県健康医療福祉政策課が取りまとめている「青森県保健統計年報」によると、本県の年間自殺者総数は、近年、200人台となっている。子ども・若者世代(0歳～39歳)で見ると、15～39歳がほとんどを占め、年間40人前後で推移している。

男女別で見ると、男性の自殺者が多い。

第1-4-10表 自殺者数、性・年齢（5歳階級）

（単位：人）

年	性別	総数	年齢							計		
			0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	0～39歳	15～39歳
R1	計	209	0	0	1	8	4	9	6	13	41	40
	男	149	0	0	1	5	4	7	5	11	33	32
	女	60	0	0	0	3	0	2	1	2	8	8
R2	計	238	0	0	0	2	12	12	8	10	44	44
	男	170	0	0	0	1	9	9	6	6	31	31
	女	68	0	0	0	1	3	3	2	4	13	13
R3	計	284	0	0	2	6	14	19	10	18	69	67
	男	209	0	0	1	3	11	11	8	15	49	48
	女	75	0	0	1	3	3	8	2	3	20	19
R4	計	242	0	0	2	8	8	6	8	8	40	38
	男	174	0	0	1	4	7	4	5	6	27	26
	女	68	0	0	1	4	1	2	3	2	13	12
R5	計	209	0	0	0	2	7	7	9	11	36	36
	男	148	0	0	0	2	4	6	4	11	27	27
	女	61	0	0	0	0	3	1	5	0	9	9

出典：健康医療福祉政策課「青森県保健統計年報」

## 10 外国人

### (1) 国籍別外国人人口

令和2年国勢調査による本県の外国人人口（総数）は5,490人で、平成22年の3,688人から1,802人の増加となっている。

国籍別の青少年人口（0～39歳）は、ベトナムが1,677人で最も多く、次いで、中国の555人、フィリピンの278人となっており、平成22年と比較すると、ベトナムが大幅に増加している一方、中国は減少している。

第1-5-11表 国籍別外国人人口

（単位：人）

	0～39歳			総数		
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年	平成27年	令和2年
総数	2,315	2,051	3,572	3,688	3,447	5,409
韓国・朝鮮	246	176	141	846	685	633
中国	1,197	716	555	1,391	978	1,029
フィリピン	236	193	278	437	452	597
タイ	53	67	61	73	104	101
インドネシア	65	64	97	67	75	134
ベトナム	29	299	1,677	29	302	1,693
アメリカ	177	218	216	305	344	366
その他	312	318	547	540	507	856

出典：総務省「国勢調査」

### (2) 年齢別外国人人口

青少年人口（0～39歳）を年齢別にみると、20～24歳が1,240人で最も多く、次いで25～29歳が823人となっている。

国籍別にみると、人口が最も多い20～24歳ではベトナムが902人、25～29歳においてもベトナムが426人と最も多くなっている。

第 1-5-12 表 年齢別国籍別外国人人口(0～39 歳、令和2年)

(単位：人)

	0～4 歳	5～9 歳	10～14 歳	15～19 歳	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	計
総数	60	62	62	190	1,240	823	605	530	3,572
韓国・朝鮮	6	5	6	13	15	21	37	38	141
中国	16	15	9	23	90	88	150	164	555
フィリピン	5	6	10	13	22	56	77	89	278
タイ	1	2	1	7	19	11	5	15	61
インドネシア	3	-	-	5	50	14	9	16	97
ベトナム	1	3	-	86	902	426	187	72	1,677
アメリカ	6	18	16	12	27	65	38	34	216
その他	22	13	20	31	115	142	102	102	547

出典：総務省「国勢調査」

### (3) 日本語指導を必要とする児童生徒数

文部科学省の調査によると、日本語指導を必要とする外国籍の児童生徒数は令和5年度の調査で50人であり、平成26年の調査から年々増加傾向にある。日本語指導を必要とする日本国籍の児童生徒数は令和5年度で28人となっており、おおむね20人台で推移している。

第 1-5-13 表 日本語指導を必要とする児童生徒数

(単位：人)

	平成26年度		平成28年度		平成30年度		令和3年度		令和5年度	
	外国籍	日本国籍	外国籍	日本国籍	外国籍	日本国籍	外国籍	日本国籍	外国籍	日本国籍
小学校	7	17	23	13	22	14	23	16	25	26
中学校	2	7	6	3	9	5	13	4	18	2
高等学校	0	0	0	1	0	2	5	0	6	0
特別支援学校	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0
計	9	24	30	17	32	21	41	20	50	28

出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果について」